

# 北海道議會時報

第 12 卷 第 3 号

昭 和 35 年 3 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第12卷第3号(昭和35年)

一 第 3 号 目 次 一

議会の動き

常任委員会……………一

特別委員会……………一三

総合開発調査特別委員会

二月のメモ

資料

現行条例一覧表……………一五

会合

全国都道府県議会議長会……………一四

九都道府県議会議長会……………一四

表紙写真

— ス キ —

北海道議会議務局撮影

# 議会の動向

K.U

## 常任委員会

### 総務委員会

○二月八日 午後二時四十四分、第一委員室において開議、午後四時五

十八分散会、委員長事故のため副委員長 杉本 栄一（自民）

#### 一般議事

① 副委員長より、石炭手当増額及び固定資産税減収補てん等の問題に関する中央折衝の経過並びに先の委員会において質疑のあった家畜税廃止に関する陳情書の処理状況について報告、ついで人事課長より石炭手当問題のその後の経過について説明を聴取した。

② 道警本部長より、標津警察署庁舎の焼失経過について説明並びに陳謝の意思表明があつた後、

井野委員（社）より、出火原因に関連して集合煙筒に使用した煉

瓦の厚さ及びつみ上げに粗漏があつたのではないか、集合煙筒の中に土管が入つていたか、建築当時検定をうけていたか、設計書、工事検定書、請負契約書は焼失したか、これら資料の提出方、道職員の間紀肅正に関連して総務部長通達の資料提出方、部内相互の宴会及び乗用車の使用等に関し自粛すること、先に新聞報道された道職員のアベック出張について何も抗議していないこと、職員定数と職務執行に関連して支庁のポイラーマンが定員をおさえられて保安の確保ができないこと等についての所見、昭和三十五年度教育予算に関連して児童、生徒の増に伴う教員定数、学級増等に対しいかに配慮するか、警察予算に関連して駐在所派出所等の新改築は道費でやるべきであるが地元町村に負担させていることに対する考え方及び今後の運営方針等について、

津川委員（社）より、終戦直後はセメント煉瓦の節約により素焼を入れてもセメントをつめないまま検定をうけていたがこういうことが当時の基準であつたかどうかについて、

原田委員（自民）より、集合煙筒の不備に関連して検査当時の模様を報告されたいこと及び今後慎重に取扱つてほしいこと等について、

それぞれ質疑、総務部長、道警本部長より答弁。  
次に稚内市及び豊富町から陳情のあつた警察署整備の問題に関連して、

井野委員（社）より、これら庁舎の整備は治安のため年次計画を立てて解消すべきでないか、計画立案の資料提出方について、

津川委員（社）より、この陳情は役場が自主的に考へて出したものかあるいは道警当局より考へるといわれて出したのかどうかについて、

それぞれ質疑、道警本部会計課長より答弁。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 標津警察署火災復興建設方について 標津町長

(2) 厚岸警察署庁舎及び付属建物の移設方について 厚岸町長

○二月二十三日 午前十一時十分、第一委員室において開議、午後三時

五十四分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

### 一般議事

① 道警本部長より、前委員会より保留になつてゐる標津警察署火災発生の原因についての井野委員（社）の質疑に対し説明を聴取の後、

井野委員（社）より、工事の証拠書を五年で焼却するのは早過ぎるのではないかと耐年数の半分ぐらいは保管すべきであること、また火災の原因が集合煙筒の不正工事によるものか、不可抗力によるものかが明らかでない現在責任者の行政処分を行なつたのは行過ぎではないか、行政処分を行なつた理由と処分の内容、本部長は署長が通達に従わなかつたと答弁しているがこのことに誤りはなにか、札幌市北辰中学校の放火容疑事件前後の警備体制はどうであつたか関連して火災発生当時の状況をみるための鑑識実験の結果をみたいのでそのように取扱われたいこと等について、

質疑、道警本部長より答弁があつて、暫時休憩、午後一時五十八分再開、

井野委員（社）より、道警本部長が各方面隊長あてに出した火災予防検査の通達を標津署長が軽視し検査もせずに防火体制は良好との報告書を提出したことは警察官としてあるまじき行為で地方公務員法違反でないか、公安委員長は警察官の綱紀肅正についていかなる決意をもつているか、一地区の治安維持にあたる署長が本部長の通達に従わないということは法秩序を破壊するのみならず警察行政推進にも重大なことである火災による処分よりもこのことに対する処置をどのようにとるつもりか、また道民に対しどのような説明をするつもりか、虚偽の報告書は署長が部下の報告をそのまま提出し

たことにあるのであるから署の中にこれを補助した者があるのではないか、建設事業契約約款により嚴重に規定されているにもかかわらず集合煙筒からこのような事故を起したことは遺憾である結果が判明しだい報告されたい、北辰中学校放火容疑事件について警戒中に放火されたということになるが警備体制のどこに欠陥があつたのか、新聞社に放火を予告する怪電話があつたのを警察は知らなかつたのか、また当日日曜日であつたので警備が手落ちになつていたのではないかと等について、

中山委員（自民）より、怪電話について新聞社より通報が無かつたのは何か原因があるのではないかと、通報を受けた記者にあたつてみたか、また万全の警備体制をとることができない理由に経費の面があるかと等について、

津川委員（社）より、早急に不良な集合煙筒等の修理を行なう考えがあるか、予算が議決されるまで待つつもりか、それまでの間に火災が起きたらどうするつもりか等について、

それぞれ質疑、公安委員長、道警本部長より答弁。

### 厚生委員会

○二月八日 午後二時十四分、第三委員室において開議、午後四時六分

散会、委員長 福島新太郎（自民）

### 一般議事

① 委員長より、昭和三十五年度道費予算の査定及び復活要求の状況について説明を求め、民生部長、衛生部長、医療薬事課長、保健予

防課長、環境衛生課長より説明を聴取の後、

千葉(軍)委員(自民)より、政令市における保健所で行なう委任業務の一部である手数料の徴収は手数が煩雑な割合に還付金が少なく業務に渋滞をきたしているが還付金の増額措置をとることができないか関連して明年度ほどの位増額される見込みか等について、

中野委員(社)より、商部の予算は財政課長査定までで総予算額の何パーセントを占めているか、また新規事業はどの位あるか等について

太田委員(社)より、昨年ついた老人クラブの状況と老人福祉年金廃止の時の公約である総合老人施策はどのように予算の中で生かされているか、民生委員活動費の増額を復活要求しているか、市町村でも負担しているところがあるようだが額はどの位か、復活要求中の保健所拡充整備費四千万内の内容は何か、衛生部の復活要求は医療整備計画に沿ったものか、総務部長査定はいつ頃終るかまた副知事査定をやるかどうか等について

熊谷委員(社)より、支庁における厚生関係の事業量と人員配置の調整はどこでやっているかについて、

それぞれ質疑があり、衛生部長、民生部長、社会課長より答弁。  
② 世帯更生資金兼医療費貸付資金運営委員選任の件について諮り、異議なく委員長一任に決定。

③ 太田委員(社)より、母子福祉資金は申込件数が少ないが反面子供供の修学旅行費を高利貸より借りて困っている家庭があるがPRが足りないのではないか、青少年保護育成条例に定められている成人向き映画の上映に関する措置がほとんどとられていないがどう考えているか、また取り締りをどうするか、釧路市では畜犬条例を制定しているが畜犬のため一部新聞、郵便物が配達されていない所がでているがこれに対する道の対策、総じて条例が制定されても初期の目的が達成されていないようだがどう考えているか等について質疑

及び意見があり、民生部長より答弁の後、同委員より、畜犬条例未制定の市町村では相当の被害があると思われるので条例制定の推進とあわせて取り締りを強化されたいと要望があつた。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 国民健康保険振興対策の件  
北海道国民健康保険団体連合会副理事長  
深川町長
- (2) 社会保険出張所設置の件
- (3) 簡易水道工事に対し助成の件  
北海道簡易水道協会会長

### 商工労働委員会

○二月十一日 午後一時三十二分、第三委員室において開議、午後三時二十五分散会、委員長 大久保和男(自民)

#### 一般議事

① 国鉄貨物取扱駅の集約化について国鉄北海道支社貨物課長より説明を聴取、ついて

森川委員(社)より、蘭島駅の場合運賃が荷主負担になるので住民は反対の意向であり新冠駅の場合も木材を静内駅から出すということになるとトラック輸送とくに冬期間の輸送が面倒であるというので反対している、東室蘭駅、鷺別駅の場合は歓迎されているが蘭島駅、新冠駅のようなところは廃止することは至難ではないか、個々の事情により問題がいろいろあるので充分考慮されたい、また局別の具体的計画資料があれば提出されたい、関連して札幌管理局管内の蘭島駅を余市駅に、桑園駅を苗穂駅に、新冠駅を静内駅に集約

するのは三十五年度において実施することになるか等について、

宮沢委員(社)より、鉄道そのものを近代化して駅を増やすのが本当だと思いが貨物取扱駅を減少してどういうふう近代化するのにかについて、

千葉(大)委員(社)より、道内の対象駅はどの位か、完了の年度はいつ頃か、本道の鉄道は室蘭線のみ黒字であるがその理由は何か、地元と相談する場合どのような形でやるか、何か基準があるか等について、

高田委員(社)より、汽車は早くなるが料金は高くなるということとでなく、早くなるが料金は同じということになることが必要ではないのかについて、

伊藤(作)副委員長(自民)より、車扱いの場合廃止されたところの貨物には運送費が高つくことになりコストが違ってくるが不公平ではないか、各地でさわいでいることを考えて善処願いたいことについて、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、国鉄北海道支社貨物課長より答弁。

② 高田委員(社)より、二月一日開催の石炭鉱業不況対策全道県協議会の経過について報告、ついで宮沢委員(社)より、次回開催予定日について質疑、伊藤(作)副委員長(自民)より応答。

③ 委員長より、北炭夕張第二鉱がガス爆発災害に対し二月六日議長代理として見舞に行つた旨を報告、あわせて災害状況について理事者の説明を求め、資源課長より説明を聴取の後、

千葉(大)委員(社)より、事態の発生と同時に見舞に行くのが筋であり、若干日時が経過しすぎたと思うことについて、

伊藤(作)副委員長(自民)より、合同慰霊祭の実施予定日について、村本委員(社)より、爆発の前に何か徴候がなかつたか、夕張、赤間、住友と事故が続いている、石炭の多く出ているところが事故

が多いが何か共通の原因があると思うがどうか等について、

宮沢委員(社)より、事故があつても国会の如く審議権を持つていないので対策を国に要請する必要がある、また現在これらの事故原因の究明をどのような方法でやっているか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、資源課長より答弁の後、伊藤(作)副委員長(自民)の意見もあつて事故を未然に防ぐ処置をとつてもらうため要望意見書を作成することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に見舞等について協議、一旦休憩の後、災害見舞かたがた状況聴取のため夕張に委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、人選時期等については委員長に一任。

④ 五藤委員(社)より新聞報道によると職業訓練所が滝川市に設置されることであるがいまだ議会に提示されていない、一般職業訓練所の設立個所数はもう決定したのかどうかについて、

千葉(大)委員(社)より、新聞報道によると総合職業訓練所は佐賀県と北海道に設置されることになつたそうであるがこれはいかなる経路で発表されたものか、一般訓練所は別として総合職業訓練所については大蔵省と労働省の話し合いの結果三十五年度において本道に設立するという結論になつたと理解してよいかどうか等について

それぞれ質疑があり、労働部長より答弁、ついで村本委員(社)より、商工部及び労働部の要求予算について次回委員会できかせてもらいたいと要望があり、委員長より、必要があれば行なうので委員長に任せてもらいたい旨を求めた。

⑤ 千葉(大)委員(社)より、通運料金の値上げが二月下旬に決定したが、このことはまた四月において国鉄貨物運賃の全面改定にもふみ切るものと考えられる、公共割引の廃止が行なわれた場合全面改定の中に道案を盛り込んで行くことが必要であるが商工部の考えている内容について資料を提出されたいと要望。

⑥ 次回委員会は第一回定例道議会開会前に開くこととした。

⑦ 本日聴取した陳情は次のとおり。

札幌市に国立北海道工業開発試験場設置方について

札幌市助役

○二月二十四日 午後一時二十五分、第二委員室において開議、午後六時十七分散会、委員長 大久保和男（自民）

### 一般議事

① 五藤委員（社）より、北炭夕張鉱業所の爆発災害見舞及び調査の経過について報告、ついで前回決定の炭鉱爆発の災害防止に関する意見書については起草委員三名をあげて文案を作成することとし、提出時期についても委員長に一任することに決定。

（起草委員は委員長及び宮沢（社）岡嶋（自民）各委員と決定。）  
② 委員長より、昭和三十五年度予算の内容経過について前回村本委員（社）より要望があつたので説明願いたいと述べた後、配付の資料（昭和三十五年度事業予算一覽表）について労働部長より概要説明があり、ついで委員長より、内容について説明を聴取するかどうかについて諮つたが、

千葉（大）委員（社）より、この資料では意味がない、委員長は明日提案することに決定したものを本日報告する形にして出させたのか、平素問題になつており予算化すべきものであるということで見の一致しているものを知事査定段階で強力に折衝してこのような予算が決定されたのかと質疑があり、

委員長より、議会は提案されたものを審議するのが建前と思う、理事者内部のものを議会がとり上げるのはゆき過ぎであると思うと  
応答、ついで

宮沢委員（社）より、検討してゆくと結局自然に内部に入つてゆくことになると思う、決定する前の予算を知ることが我々の意図であることについて、

千葉（大）委員（社）より、我々の求めるものは経過と要求予算であり委員長は部長に対し経過等も含めて出すようにいつたかどうか、この次からの方針はどうするか等について、

高田委員（社）より、委員会で請願、陳情を採択しているがその中には予算を伴うものがあり、それらがどう扱われているかをみるのが趣旨であるのでこの資料では意味がないことについて、

村本委員（社）より、前回の委員会では要求予算についての資料及び説明を求めたのである、委員長はそれをどう受取つて理事者とどう話し合いをしたか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、委員長より応答、ついで調整のため午後一時五十分一旦休憩、午後六時十六分再開の後、明日日本会議終了後か明後日委員会を開くことについて諮り、異議なくそのことに決定。

### 農務委員会

○二月一日 午前十時三十四分、第三委員室において開議、午後一時二分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

請願、陳情の審査

請願

第一七三号 家畜地方病対策の件

（採択）

第一七八号 不振農業共済組合再建指導の件

（採択）

陳情

第二四二号 上士幌町の無電農家に対し電気導入促進法による補

## 一般 議 事

① 菅田委員(社)より、一月三十日に開かれた農家負債整理対策連合小委員会における会議内容について報告、次に中央において本道系統金融の金利が高いことが問題とされていることに関連してこの実態に関し北信連田下参事より、配付資料「本道系統金融の特質」により説明を聴取、午前十一時七分一旦休憩(休憩中、新任の上川支庁長及び農政課長より挨拶があつた)午前十一時十二分再開。

② 委員長より、牛乳共販の経過について説明を求め、農務部長及び畜産課長より説明を聴取の後、

桶谷副委員長(自民)より、三十五年度については検討中とのことで抽象的であるが特に前年度と変つた方法を考えていないかどうかについて、

笠井委員(社)より、三十四年度は地域から施設についての申し出はなかつたか、また指導をしたか、全道一本の体制がとれない原因として会社側との調整がとれないことをあげているが会社の考え方はどうか、また会社側と話し合いをしたかどうか、三十五年度の進め方は今年度と同じやり方をするつもりか、地域共販の完全実施を促進し全道共販にもつていく考えがあるのかどうか、地域に対する三十四年度の補助、融資の実績はどうか、一番ガンとなる会社側に対しては知事を先頭に強力な政治折衝を行ないできるだけ早く全道共販に踏み切れるよう努力されたいこと等について、

石畑委員(自民)より、共販事業が進まない原因は生産者が意欲を欠いていることもあると思うが最近乳量が増え飽和状態になつており契機してもらわなくても良いと考えているのではないか、また貿易の自由化による影響に對しどう対処するか、またこれ以上へき地に牛を飼うことを奨励して良いか、かえつて苦しませることにならないか等について、渡部委員(社)より、清水、根室内陸、八雲の

三地区は年度内の実施困難とのことであつたがその理由は何かについで、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁、ついで委員長より、今までのやり方ではうまくないことがはつきりしているので行政効果を早くつかみ次の手を考えてほしいと要望。

③ 農務部長より、ビート生産計画作成が遅れている理由について説明を聴取の後、

笠井委員(社)より、従来より土地改良予算の決定まで生産計画の策定ができないといわれているが五カ年あるいは十カ年計画の土地改良予算をみてからでなければできないことになるのではないか、このような状態で日数がたち工場の設置が先に決まるということになれば畑作安定という考えとは違つてくるのではないかと、将来ビート増産計画はこうなのだという考えを一日も早く出してほしいこと等について、

渡部委員(社)より、土地改良予算が決まつてからというのであれば五カ年計画はできないのではないかと、低位生産地帯に対しては大きな土地改良をやり発展をはかるため今年度は西紋別地帯をやるとのことであるが根釧、天北地帯はどうなるか、年度別に実施するのか、三十五年度予算にてん菜関係四十六億三千万円余を要求しているがその根拠はどうか、またてん菜振興予算のうち土地改良費は今回いくらつつけられているか等について、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁、ついで答弁に関連して

渡部委員(社)より、生産計画は閣議決定とか政府の強力な予算上における裏付け等が必要と思うがこの点どう考えているか、政府当局が計画を強力にバックアップするよう強く要請してもらいたい、低位生産地帯の土地改良については特定地域のみやることは考えて

いないとのことであるが知事と部長の考え方に喰い違いはないかどうか、畑地団体営の補助率引き上げ問題については今後どういうふうに折衝するか、今後強力に要請されたい、またビート生産計画は二月中には完了するようにされたいこと等について（関連して菅田委員（社）より、最終段階において何者にも拘束されない計画を二月末までに提案されたいことについて）

質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁。

④ 農家負債整理対策の推進、農開協の育成について中央当局の見解（法律的な調査）三十五年度農業関係国費予算獲得（特にへき地農山漁村電気導入補助金の本道配分増等について）等に関する中央折衝を行なうこととし、派遣委員及び期間等については正副委員長に一任することに決定。

⑤ 次回委員会において農開協育成に関する小委員会の審議経過について中間報告及び中央折衝報告等を行なうこととし、開催日については委員長に一任することに決定。

## 建設委員会

○二月一日 午後一時十分、第一委員室において開議、午後一時三十二

分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

### 一般議事

委員長より、昭和三十五年度道費予算要求額について説明を求め、建築部長、土木部長より、それぞれの所管について説明を聴取。

○二月六日 午前十時五分、第三委員室において開議、午前十時八分散  
会、委員長 伊藤 弘（自民）

### 請願、陳情の審査

いずれも去る一日の委員会において審査したがなお精査を要するものと認められるので継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

## 農地開拓委員会

○二月二十三日 午前十時三十分、各派交渉室において農開協組織整備

対策小委員会を開議、午前十一時五十五分散会、小委員  
員長 大石 利雄（社）

小委員長より、知事の政策に基づく開協育成の考え方について説明を求め、農地開拓部長より説明を聴取、ついで

山田委員（社）より、上級団体も経済行為が必要であると思うかどうか、基本的に総合農協を認めていくとなれば上層の連合組織が必要と思うかどうか等について、

堀田委員長（自民）より、農地開拓部は現在の姿を検討の上今後の方針を決め直ちに組合員に流すべきであることについて、

それぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁の後、小委員長より、部内の考え方を統一し知事の方針をきいた上開協育成の基本的態度をまとめられたいと要望、次に、

小委員長より、開拓農協組織整備の検討過程における集約事項について説明を求め、開拓経営課振興係長より説明を聴取の後、堀田

委員長より、農開協の統合に関し開協と農協と同一の段階に到達させるにはどのようなことが障害になつてゐるかを考えることが必要であること、開拓営農振興法ができてから開協の経済状態はどのように変つたか等について、

小委員長より、農開協の統合については農務部と農地開拓部の考え方に差異があるようであるがどうかについて、

それぞれ質疑及び意見があり、開拓経営課振興係長より答弁、次に小委員長より、開拓連盟より出された資料「開拓農協組織問題について」の趣旨について説明を求め、開拓経営課振興係長より説明を聴取の後、尾崎委員（自民）より、B案の合同事務所及び常駐補導員の点について質疑があり、開拓経営課振興係長より答弁の後、本資料については次回小委員会までに検討することとした、ついで

今後の小委員会の進め方について協議、各委員より意見があつた後、次の小委員会において現地調査、関係団体の意見聴取、農林省の意見聴取等の点について相談することとした。

○二月二十五日 午後四時十五分、第二委員室において開議、午後五時

十三分散会、委員長 堀田 毅（自民）

#### 一般議事

① 新任の農地開拓部長及び次長より就任の挨拶があつた。

② 黒松副委員長（協）より、畑地団体営土地改良事業補助率の引き上げ及び昭和三十五年度自創資金一般枠獲得等の件に関する中央折衝の経過について報告、ついで委員長より、補足報告あわせて再度の上京折衝について諮つた後、山田委員（社）の意見もあつて、農地開拓部長より事務当局の考え方を聴取、ついで本件について中央折衝をしてきた農地開拓部次長より、その経過と意見を聴取の後、これに対し、

山田委員（社）より、自創資金百三十億円のうち三十億円が本道に配分されるということであつたはずであるがどうかについて、佐々木委員（自民）より、条件緩和について道案と自民党案、社会党案がまだ調整段階にあること及び答弁は横の連絡をとつて行なうよう留意されたいこと等について、

清水委員（社）より、負債整理の問題については連合小委員会で論議すべきであると思うこと、補助率引き上げ及び自創資金の一般枠獲得については政治的解決が必要であり今後大いに中央折衝活動を行なうべきであること等について

それぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部長及び次長より答弁、ついで中央折衝の実施について意見を交換、午後四時五十三分一旦休憩、午後五時再開の後、明日の連合小委員会の結果をみて再度委員会を開き検討を行なうこと、なお緊急を要する場合は委員長に一任することについて諮り、異議なくそのことに決定

③ 大石委員（社）より 三十五年度道費予算の要求資料の提出及び知事の査定経過について説明する気持があるかどうかについて質疑、農地開拓部長より答弁、ついで久米（自民）尾崎（自民）大石（社）佐々木（自民）山田（社）各委員の間にその必要性について意見の交換が行なわれた後、委員長より 部長とよく相談の上要望に応えたい旨を述べた。

#### 水産委員会

○二月三日 午後一時四十分 第三委員室において開議 午後三時四十

分散会 委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

陳情

- 第一〇号 水産物流通調整事業実施要綱一部改定の件(保留)  
第九号 天売島ゴメ岬に灯台新設の件 (採択)  
第一〇五号 留萌管内鯨着業並びに五月災害資金整理対策の件 (採択)  
第一三八号 留萌宗谷支庁管内鯨及び災害資金整理対策の件 (採択)  
第一三九号 日高地方昆布資源減産対策の件 (採択)  
第一八四号 日高管内に海藻実験場設置の件 (採択)  
第二三六号 函館無線漁業協同組合の単側波帯通信方式(S S B)送受信装置に対し道費補助の件 (保留)

一 般 議 事

- ① 島本委員(社)より 協同組合講習所を系統機関に移すという新聞報道に関し このようにすることが行政効果を上げる上に必要なことなのか、この中には水産協同組合講習所も入っているか、水産協同組合講習所は本道漁業の実態からみてむしろ機構拡大すべきでないか等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁の後、同委員より、強化こそすれ移すようなことのないようされたいと要望。  
② 委員長より、日本海ます漁網漁業の入会について説明を求め、水産部長より説明を聴取の後、委員長より、実態は五経営体でないものが多いと思うが調査する考えはあるか、調査の結果事実であつたら今後の方針をどうするか等について  
川村委員(社)より、日本海ますの回遊経路はどうかについて、それぞれ質疑及び意見があり、水産部長及び水産課長より答弁。  
③ 委員長より、基金協会の保証枠拡大及び政策資金別枠設定等の計画があるかどうかと質疑、漁政課長より答弁の後、

委員長より、特別枠を作り政策資金を保証したため求償権がでるような結果となる場合等をも考慮して話を進めているのかどうか、今までは求償権を出さないよう堅実な行き方をとってきたものを今後はゆるめる形ともなるが十一億円しか出資がないから従来どおりしづると思うので道は強く折衝してもらいたい、また浅海増殖で三分の一の地元負担がなく返上している事例もあり今後これらのものを取り上げ充用できるような拡大方式をとってもらいたいこと等について(関連して島本委員(社)より、事業対象について)質疑、意見及び要望があり、漁政課長より答弁。  
④ 本日聴取した陳情は次のとおり。  
ホタテ採苗事業に対する道費補助について

網走支庁管内水産振興会代表

〇二月二十二日

午後零時十四分、第三委員室において開議、午後一時三十分散会、委員長 麻里 悌三(自民)

一 般 議 事

- ① 川村委員(社)より、漁業協同組合整備促進問題に関する中央折衝の経過及びソ連からのしん輸入問題に対する水産庁の考え方等について報告、ついで時田委員(社)及び委員長より、しん輸入問題について補足報告があつた後、秋山委員(協)より、しんの輸入は国際情勢からみて認めなければならない時期にあるのではないかと思ひがあつた。  
② 川村委員(社)より、開議前のトド駆除対策に関する陳情に関連して日高沿岸の自衛隊ジェット機によるトド駆除に対し米国海上艦隊から防衛庁長官に申し入れがあり叱られたというのは事実かどうか、トドは国際的には保護されているのか、そうであるとするれば国際的に持出すべきでないか等について、

秋山委員(協)より、棲息等の状況から調査して思い切つた措置

をとるよう努力を払うべきであることについて、

大島(仁)委員(社)より、国の施策としてとり上げられるべきであり国際会議に持ち出すべきと思う、またトドは肉も皮も利用できるのでこれらについても研究してみるべきと思う、なお、駆除費は三十五年度は百万円で前年度より二十万円減になっているがその理由は何か等について、

島本委員(社)より、駆除対策について衆智を集めるために懸賞論文募集等を行つてはどうか、また民間で捕獲した場合は一頭につきいくらか奨励金を出すことも考えられるのではないかと等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長、水産課長より答弁の後、委員長より、充分なる対策を研究されたいと要望。

③ 委員長より、漁業協同組合整備促進法案及び本道漁家負債の実態について説明を求め、漁政課長より説明を聴取の後、川村委員(社)より、系統外負債については調査を行つているか、中間報告とのことであるがどの地帯が残つているか、また完成はいつ頃か等について質疑があり、漁政課長より答弁。

④ 次回委員会は明日午前十時より開くことに決定。  
⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。  
噴火湾トド被害駆除対策について

虻田、豊浦両町婦人部及び青年部代表

○二月二十三日 午前十一時五十分、第三委員室において開議、午後五

時十四分散会、委員長 麻里 悌三(自民)

請願、陳情の審査

陳 情

第二三八号 釧路村所在昆布森漁港早期完成の件 (採択)

第二四五号 スルメ、イカ塩辛等の運賃特別割引期間据置実施要

望の件 (採択)

第二四六号 本道沿岸漁業経済強化拡充の件 (採択)

第二五四号 積丹町日司港第二次拡張工事施行の件 (採択)

第二三七号 ソ連水産物輸入反対の件 (保留)

川村委員(社)よりニシンの輸入に対し反対した理由根拠について質疑、水産部長より答弁の後、

川村委員(社)より、一般論としては部長のいう通りであるが、この輸入時期は沖刺の済んでからのものであり、魚種も本道のものと同系のもではない、このように内容が明らかになつた今日においても反対するかどうかと質疑、水産部長より答弁、ついで

川村委員(社)より、輸入時期は六月頃ときがこの時期において本道の沖刺に影響があるか、また品種は油ニシンときがこの加工面に対する見解、関連してマイナス面ばかりでなく加工業者あるいは留崩あたりのニシンが来ない所の余剰労働力利用及び農業部門への好影響等プラスの面があり大所高所から見ればきものもあるのではないかと、道水産会長からソ連水産物輸入反対の件ということでは要望されているがこのような文面の打出し方に対しどう考えるか、最近対岸貿易促進が叫ばれており、また道議会にも貿易促進議連があるにもかかわらずこれではソ連との貿易反対と同じことになるのではないかと、また近海安全操業、北洋サケ、マス漁業等の重大な問題をかかえているこの時期においてソ連に悪い印象を与えるのではないかと、以上国際関係及び道民福祉という点を充分考慮の上対処されたいこと等について、

秋山委員(協)より、今日の国際情勢は順次変つてきている、本道のみが反対していても本州府県でどんどん輸入促進運動をやりこれに水産庁が応じた場合どうするかについて、

時田委員(社)より、東北では全購連が主体となつて猛運動を行なつていて、この事態と関連して太平洋サケ、マス延縄漁業で反対して本道がマイナスになつた過去の例もあり、今次もこのような気

配を感じる、道漁連を主体としてやらせるといつているものでありこれに対しあくまでも反対するか、また長官から電話のあつた時知事と相談したかどうか等について、

島本委員(社)より、道議会で今まで行なつた貿易促進等の決議に対し議決趣旨に反することとなるし、貿易港の資格で輸入船が入らないものがありこの資格が問題となつていゝこともあり、また安全操業の問題もある、これらの解決促進のためにも考えるべきでないか、ニシンを輸入すると道漁民が犠牲になるといふデータを示してほしい、漁民の対策は積極面と消極面の二通り考えられるものであり一部分のみをみて全体の利益がなくなるといふことは考えられない、七団体から輸入反対について陳情が出されているが本委員会で結論を出さないうちにこのことを直ちに全道漁民の意思なのだといふ考え方をすることは適當ではないと思ふこと等について、

大島(仁)委員(社)より、対岸貿易を待望している貿易港との関連においてこの問題をどう考えるか、最近のニシン漁獲量の趨勢とこれが流過面の対策はどうか、留崩で昨年ニシン輸入について業者間の協議会有り、この時は賛否ともどもであつたが最近地区漁民の輸入促進の希望も強くなつてゐる、道北海道の一部は被害があるが全道的には必ずしも全部反対しているわけではない、最近の漁協組系統団体のこれに対する考え方はどうか、価格の面から大きな影響をこうむるといふのが品質の関係もあり必ずしもそう云えないと思ふし、留崩、宗谷では五月から六月上旬にミガキを造つてゐる事実もあり、また不漁地帯は現在四月以降は労働力が余つてゐるため輸入を希望してゐること等点より各業界の意見を再調査の上善処されたいこと等について、

松平委員(自民)より、全般的に輸入する方が強いと思ふが通産省外務省の意見はどうなつてゐるか、輸入ニシンは六月以降は数の子が入つてゐないので塩蔵ニシンにしかならないこと等について、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁、ついで水産業界の意見を聴取するため、午後三時三十五分一旦休憩休憩、(休憩中、道水産会副会長及び道漁連専務より、意見を聴取)午後五時三分再開の後、本件については種々意見もあることから保留とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで、川村委員(社)より、われわれが上京して水産庁長官から聞いたことと、今休憩中に聞いたこととは大分違つてゐる、この点よく調査把握の上資料を提出されたいと要望があつた。

#### 一般議事

① 委員長より、水産物流通調整事業対策改善(道案)について説明を求め、漁政課長より、説明あわせて近く中央に提出したいので了承されたい旨の要請があつた後、

窪田(茂)委員(社)より、対策実施中央協議会の中に行政機関が加入するかどうか、この点明文化すべきでないかについて、委員長より、加工業協同組合連合会が入ることは水産庁も了承してゐるといふのでどうにかについて、

それぞれ質疑があり、漁政課長より答弁。

② 漁政課長より、今議会に提案予定の漁家負債整理条例の改正内容について説明を聴取。

③ 窪田(茂)委員(社)より、北洋サケ、マス減船問題について減船された独航船の中で母船側に身売されてゐるものもあるがこれについてはどうなつてゐるのかについて、

川村委員(社)より、本道も二十二、三隻減船されるらしく、三月十五日まで政府が船名等をソ連に出さなくてはならなくなつたようであるが道としては昨年末に決議したものを絶対通してもらいたと思ふ、また北洋組合が自主的にやることは困難であるので道が調整してしかるべく措置されたいことについて、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁。

文教林務委員会

○二月四日 午後一時三十三分、第一委員室において開議、午後四時三十分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

請願、陳情の審査

請願

第四七号 ニセコ道立自然公園及び積丹半島小樽海岸を国定公園指定の件 (保留)

第一七九号 木糖工場操業に伴う工場廃液浄化措置の件 (保留)

陳情

第二二三号 松前町を道立自然公園に指定の件 (保留)

第二四四号 造林費国库補助増額措置要望の件 (採択)

第二六七号 桂沢湖周辺地域を富良野芦別道立公園に編入促進の件 (保留)

一般議事

① 山下委員（社）より、文教林務関係国費予算並びに高等学校における生徒の編成及び教職員の配置基準の法制化促進等に関する中央折衝の経過について報告、林務部長より、事務折衝の経過について説明を聴取の後、

林（利）委員（自民）より、林道問題はその後どうなったかについて、堀委員（社）より、三十五年度から治山課が新たに設けられるようだがどのような考えをもっているか、また三十五年度に新設されるものと考えてよいかどうか等について、神部委員（自民）より、治山事業を施行する場合現地の林務署が強化されなければならないので治山課が設置されてもこれら未端の強化を考えられないこと等について、

湯田委員（社）より、学校植林の処分権がどこにあるかという問題が新聞報道されていたがこれに対しどのような見解をもっているか、また紛争が起るとすれば児童に悪影響があると思われるので明確な態度をとつてやるべきでないか、分収契約をするのがよいといっているが、これも三割程度しか結ばれていないので原則的なものがなければならぬのではないか、道有林の払下げで地元の自民党の許可がなければ入札もできないし払下げはしないといわれているがそのようなことがあるかないか等について、

それぞれ質疑、林務部長、林業指導課長より答弁。

② 堀委員（社）より、文教関係付託請願、陳情の審査に関連して三十五年度道文教予算要求に対する資料の提出要求があり、教育長より答弁、本件に関し委員長及び林（利）（自民）神部（自民）林（謙）（自民）山下（社）各委員より意見があり、教育長より答弁。

③ 教育長より、小樽水産高等学校寄宿舎焼失に関する経過について説明、あわせて陳謝の意思表明がなされ、齋藤（幹）（自民）堀（社）山元（自民）林（利）（自民）各委員より今後充分に注意されるよう要望があつた。

④ 明日午前十時から改めて委員会を開き残余の請願陳情を審査することとした。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 北海道高等学校教職員定員並びに教育費について

高等学校PTA連合会長

(2) 大野農業高等学校に園芸科増設について

大野町助役

(3) 全道私学に対し道費助成について

私学連合会副会長

○二月五日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午後一時三十分散会、委員長事故のため副委員長 山元、ミヨ（自民）

請願、陳情の審査

請願

- 第七号 市立芦別啓南高等学校道立移管の件 (保留)
- 第三六号 白樺新学園帯広商業高等学校創設認可の件 (保留)
- 第二二五号 尻岸内村地内恵山を道文化財として指定の件 (保留)

陳情

- 第一二二号 道立肢体不自由児養護学校設置の件 (保留)
- 第一九号 小樽市に肢体不自由児養護学校設置の件 (保留)
- 第一一〇号 高等学校設置並びに施設拡充について要望の件 (保留)
- 第一一一号 室蘭清水丘高等学校校舎改築並びに校地拡張の件 (保留)
- 第一二八号 旭川工業高等学校充実計画促進の件 (採択)
- 第一二九号 室蘭市の中学校新增設に対し国庫補助金及び地方債増額の件 (採択)
- 第二二四号 千歳高等学校に理科実験室等新築整備の件 (採択)
- 第二二五号 昭和三十五年教育予算増額の件 (採択)
- 第二二六号 北海道聴覚教材センター事業に対し助成の件 (採択)
- 第二五三号 市町村立定時制高等学校道立移管の件 (保留)
- 第二六六号 社会教育関係予算増額の件 (採択)

一般議事

- ① 委員長より、昭和三十五年度文教予算を議題に供し、  
 別委員(社)より、先に要求した予算要求資料の提出については  
 困難な点もあり本日の委員会に間に合わないと思うのである時期ま  
 で延期しその時期に要求したいことについて、  
 山下委員(社)より、高校の教員配置状況について、  
 それぞれ質疑及び要望があり、教育長、財務課長より答弁。  
 ② 本日聴取した陳情は次のとおり。

岩見沢市に「青年の家」設置について

全国都市教育長協議会理事

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○二月二十六日

午前十一時十三分、第一委員室において農家負債整理  
 対策連合小委員会を開議、午前十一時十五分散会、連  
 合小委員長 佐々木利雄(自民)  
 本日の委員会は議事の都合によりこの程度とすることに  
 ついては諮り、異議なくそのことに決定、次期委員会の開会日時については委  
 員長一任とすることとした。



### 全国都道府県議会議長会

○二月十二日 臨時会を開催、同日開かれる未開発地域開発促進全国知事議長合同会議の運営等について協議した。

### 九都道府県議会議長会

○二月十日 兵庫県において開催、前回会議決定事項の処理結果について報告があり、ついで次の事項を協議、関係方面に強く要望することとした。次いで次回会議より静岡県が加入して十都道府県議会議長会とすることに会則を改正した。

- 一 業事法改正について
- 一 児童委員の専任制について

- 一 靖国神社の国家護持について
- 一 未帰還者の調査について





現行条例一覧表

昭和三十五年一月二十日現在

議 会

題 名	公 布		施 行 日	改 正		備 考	
	年 月 日	番 号		年 月 日	番 号		
道議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例	昭 三、七、六	第三三三号	公布の日	昭 三、二、二六	第七八三号		
北海道議会の議決事件に関する条例	昭 三、八、五	第五七号	公布の日	昭 三、一、二	第五七七号		
北海道議会職員定数条例	昭 三、八、三	第八九号	公布の日	昭 三、三、二六 昭 三、三、二五 昭 三、三、二四 昭 三、三、二三 昭 三、三、二二 昭 三、三、二一 昭 三、三、二〇 昭 三、三、一九 昭 三、三、一八 昭 三、三、一七 昭 三、三、一六 昭 三、三、一五 昭 三、三、一四 昭 三、三、一三 昭 三、三、一二 昭 三、三、一一 昭 三、三、一〇 昭 三、三、〇九 昭 三、三、〇八 昭 三、三、〇七 昭 三、三、〇六 昭 三、三、〇五 昭 三、三、〇四 昭 三、三、〇三 昭 三、三、〇二 昭 三、三、〇一	第一三二 第一三一 第一三〇 第一二九 第一二八 第一二七 第一二六 第一二五 第一二四 第一二三 第一二二 第一二一 第一二〇 第一一九 第一一八 第一一七 第一一六 第一一五 第一一四 第一一三 第一一二 第一一一 第一一〇 第一〇九 第一〇八 第一〇七 第一〇六 第一〇五 第一〇四 第一〇三 第一〇二 第一〇一		
北海道議会委員会条例	昭 三、九、七	第六一号	公布の日	昭 三、五、三	第二三三号		

題名		公布		施行日	改正		備考			
年	月	日	番	号	年	月	日	番	号	備考
北海道統計調査条例		昭	三	六	二	五	四			
北海道公告式条例		昭	三	八	四	五	〇	号		
北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例		昭	二	三	一	八	五	号		
北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例		昭	三	三	〇	一	〇	号		
北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例		昭	三	四	九	四	三	号		
北海道選挙管理委員会等の求めにより出頭した選挙人等の費用弁償に関する条例		昭	三	六	六	二	六	号		
北海道議会常任委員会及び特別委員会条例		昭	三	七	三	六	六	号		
北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例		昭	三	〇	七	六	七	号		
北海道議会の定例会の回数を定める条例		昭	三	〇	七	七	五	号		

行政通則

選挙

北海道設置条例	昭三、九、二〇	第九一号	公布の日			
北海道広報委員会条例	昭六、一、七	第一号	公布の日 昭三、九、一 から適用			
北海道民所得調査委員会条例	昭六、一、七	第四号	公布の日 昭三、九、一 から適用			
北海道新市町村建設促進審議会条例	昭三、一〇、二七	第八〇号	公布の日			
北海道総合開発委員会条例	昭六、一、七	第二号	公布の日 昭三、九、一 から適用			
北海道未開発地域開発促進委員会条例	昭六、一、七	第五号	公布の日			
北海道科学技術審議会条例	昭六、一、七	第三号	公布の日 昭三、九、一 から適用			
北海道社会福祉審議会条例	昭六、一、七	第六号	公布の日 昭三、九、一 から適用	昭三、八、二〇	第二四号	
北海道青少年問題協議会条例	昭六、一、七	第二号	公布の日 昭三、九、一 から適用			
北海道地方医療機関整備審議会条例	昭五、九、三	第五七号	公布の日			
北海道准看護婦試験委員条例	昭六、一〇、二六	第一一七号	公布の日	昭三、四、九	第一九号	
北海道乙種看護婦試験委員条例	昭三、四、二〇	第一五号	公布の日			
北海道温泉審議会条例	昭五、八、二七	第五四号	公布の日			
北海道結核対策委員会条例	昭六、一、七	第八号	公布の日 昭三、九、一 から適用			
北海道結核検査協議会条例	昭六、九、七	第五九号	公布の日	昭六、一、七	第三七号	
北海道商工業振興対策委員会条例	昭六、一、七	第九号	公布の日 昭三、九、一 から適用	昭三、〇、二九	第七四号	

北海道合理化金融審査委員会条例	昭 六、一、七	第一〇号	公布の 昭三、九、一 から適用			
北海道貿易振興審議会条例	昭 三、〇、二九	第七四号	公布の日			
北海道鉱業振興委員会条例	昭 六、一、七	第一二号	公布の 昭三、九、一 から適用			
北海道農山漁村振興対策審議会条例	昭 三、九、一	第五九号	公布の日	昭 三、四、八	第一六号	
北海道寒冷地農業振興対策委員会条例	昭 三、五、三	第四九号	公布の日			
北海道種苗審議会条例	昭 六、一、七	第一四号	公布の 昭三、九、一 から適用			
北海道畜産振興審議会条例	昭 六、一、七	第一六号	公布の 昭三、九、一 から適用			
北海道地方競馬運営委員会条例	昭 六、一、七	第一七号	公布の 昭三、九、一 から適用			
北海道労働審議会条例	昭 六、一、七	第一九号	公布の 昭三、九、一 から適用	昭 三、八、一七	第一三九号	
北海道職業訓練審議会条例	昭 三、八、一六	第四二号	公布の日			
北海道駐留軍関係離職者等対策協議会条例	昭 三、二、一	第九〇号	公布の日			
北海道水防協議会条例	昭 三、九、一〇	第七三号	公布の日	昭 三、一、七	第三七号	
札幌市都市計画事業東札幌土地区画整理委員会条例	昭 三、一、七	第二一号	公布の 昭三、九、一 から適用			
岩内都市計画事業火災復興土地地区画整理審議会条例	昭 三、三、三〇	第二一号	公布の日			
北海道建築審査会条例	昭 三、二、二六	第八八号	公布の 昭三、二、三 から適用	昭 三、一、一七	第三三七号	
北海道住宅対策審議会条例	昭 三、三、三〇	第四九号	公布の 昭三、九、一 から適用			









財 務

題 名	公 布		施行日	改 正		備 考
	年 月 日	番 号		年 月 日	番 号	
北海道職員に専念する義務の特例条例	昭 二六、四、一	第 九 号	公布の日 昭二六、二、三 から適用			
北海道職員研修条例	昭 二六、三、六	第五一号	公布の日			
北海道職員の共済制度に関する条例	昭 二六、四、一	第六九号	公布の日			
職員団体の登録に関する条例	昭 二六、四、一	第一〇号	公布の日 昭二六、三、三 から適用			
職員団体の行う交渉に関する条例	昭 二六、四、一	第一二号	公布の日 昭二六、三、三 から適用			
職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例	昭 二六、四、一	第一一号	公布の日 昭二六、三、三 から適用			
北海道立自治講習所条例	昭 二六、四、一	第七二号	昭 二六、四、一	昭 二〇、八、元	第五二号	
自治紛争調停委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例	昭 二六、四、一	第五六号	公布の日	昭 三三、二、一	第七八号	
北海道管真駒内団地水道事業給水条例	昭 二五、三、三〇	第六九号	公布の日			
自動車の交換に関する条例	昭 三三、六、六	第五九号	公布の日			
北海道物品貸付及び譲渡等に関する条例	昭 二四、九、七	第六七号	公布の日	昭 三三、六、三〇	第五三号	
指名競争及び随意契約に関する条例	昭 三三、一、〇	第二号	公布の日	昭 三三、一、〇	第三号	
北海道有財産条例	昭 三〇、四、一	第七号	昭 三〇、四、一	昭 三三、一、一	第九二八号	



合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例	昭二七、六〇	第四五号	公布の日 昭三〇、四、六 から適用	昭二七、三、三〇	第九四九号
北海道小樽道税事務所条例	昭二六、六〇	第九〇号	昭二六、七、一		第四四九号
北海道税外諸収入金の徴収に関する条例	昭二〇、四、一	第一五号	公布の日	昭二〇、四、一	第一八号
北海道証明事務手数料徴収条例	昭二二、四、一	第二三号	昭二二、四、一		
北海道受胎調節認定講習受講手数料条例	昭二七、九、六	第八八号	公布の日		
北海道医業類似行為講習会受講手数料条例	昭二二、四、一	第四二号	公布の日	昭二二、四、一	第二八号
銃砲刀剣類等所持取締法に基く許可証及び登録証の交付等手数料条例	昭二二、四、一	第二二号	公布の日		
北海道高圧ガス及び火薬類等の試験、分析及び鑑定等に関する手数料並びに使用料条例	昭二七、七、七	第六八号	公布の日		
北海道産卵能力現場検定手数料条例	昭二九、四、〇	第一〇号	公布の日	昭二九、四、〇	第二八号
北海道地方競馬騎手免許手数料条例	昭二二、九、三	第四〇号	昭二二、九、三 から適用		
北海道労働教育講座受講料条例	昭二二、四、一	第一七号	公布の日	昭二二、四、一	第二八号
北海道職業訓練指導員訓練受講料条例	昭二二、八、六	第四一号	公布の日		
北海道建築設計診断及び指導手数料条例	昭二二、四、三	第二四号	公布の日		
北海道宅地建物取引員試験手数料条例	昭二二、七、二	第七一号	公布の日	昭二二、七、二	第二八号
北海道宅地建物取引業者登録手数料条例	昭二二、九、六	第七三号	公布の日	昭二二、九、六	第二八号
建築に関する支庁の試験機等使用料及び手数料条例	昭二二、四、六	第二六号	公布の日		

民 生

題 名	公 布		施行日	改 正		備 考
	年月日	番 号		年月日	番 号	
国営土地改良事業負担金徴収条例	昭 三、一、一	第 三 号	公布の日			
北海道営土地改良事業分担金徴収条例	昭 三、〇、二	第 七 三 号	公布の日			
「財政事情」の作成及び公表に関する条例	昭 三、四、七	第 一 五 号	公布の日	昭 三、四、五	第 三 二 号	
北海道収入証紙による手数料の徴収についての関係条例の整理に関する条例	昭 三、八、〇	第 二 八 号	公布の日			
社会福祉法人の助成に関する条例	昭 三、四、一	第 二 三 号	公布の日			
北海道高齢者福祉年金条例	昭 三、四、一	第 一 四 号	昭 三、四、一	昭 三、六、〇	第 六 四 号	
北海道高齢者福祉年金条例を廃止する条例	昭 三、〇、三	第 五 六 号	昭 三、二、一			
北海道社会福祉館条例	昭 三、四、〇	第 一 四 号	公布の日			
北海道立社会福祉館使用条例	昭 三、八、一	第 五 一 号	公布の日	昭 三、四、一	第 一 三 号	
北海道生業資金貸付条例	昭 三、四、六	第 一 四 号	公布の日	昭 三、二、一	第 九 四 号	全部改正
北海道静和園条例	昭 三、四、一	第 三 九 号	昭 三、四、一	昭 三、四、三	第 二 一 号	
北海道弟子屈養老院条例	昭 三、四、〇	第 九 号	公布の日			
北海道札幌後援保護指導所条例	昭 三、七、元	第 四 五 号	公布の日			

衛生

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番号		年月日	番号	
北海道巡回診療条例	昭二五、二、四	第五三号	公布の日	昭三、一、二四	第八号	
北海道委託衛生試験条例	昭二四、七、三	第四五号	昭二四、四、一	昭二五、九、一六	第九号	
北海道立保健専門学院条例	昭三、四、一	第三〇号	昭三、四、一	昭三、八、三〇	第二八号	
北海道婦人相談所設置条例	昭三、四、一	第一九号	昭三、四、一	昭三、七、三〇	第一八号	
北海道立手稲向静学園設置条例	昭三、六、三〇	第六三号	昭三、九、五	昭三、七、三〇	第三四号	
児童相談所の設置	昭三、七、一〇	第三二号	公布の日	昭三、七、三〇	第三五号	
父母のない児童の身元保証に関する条例	昭三、四、一	第一五号	公布の日	昭三、七、三〇	第三六号	
北海道青少年保護育成条例	昭三、四、二	第一七号	昭三、六、一			
北海道身体障害者更正相談所設置条例	昭三、七、二七	第五一号	昭三、九、一	昭三、四、三	第二一号	

北海道立病院条例	北海道保健婦修学資金貸付条例	北海道立保健婦学院条例	北海道立衛生研究所条例	北海道保健所使用料条例	北海道保健所運営協議会条例	保健所設置条例
昭三、一〇、二二	昭三、四、一	昭二七、九、一〇	昭二四、九、三	昭三、一〇、二四	昭元、一、七	昭三、四、一六
第五三三号	第一三三三号	第七四四号	第五五六号	第一六六号	第一一六号	第一一六号
昭三、八、一 から適用	昭三、四、一	昭三、九、一 公布の日 から適用	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日
昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇	昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇	昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇	昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇	昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇	昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇	昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇 昭三、三、一〇
第八三四三六 四二九〇三 号号号号号	第三四二一 号号	第二四七 八〇六 号号号	第一六二 三三 号号	第八二 二七 号号	第五三二二 七〇八 六三一八 三三七三 二四四 九四〇〇 四二〇〇 四九八七 五三六 一〇八五 三 号号号号 号号号号 号号号号 号号号号 号号号号 号号号号 号号号号 号号号号	



題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番号		年月日	番号	
旅館業法施行条例	昭二五、一、二	第四号	公布の日	昭二五、九、一六	第一八二号	
興行場法施行条例	昭二五、一、二	第五号	公布の日	昭二五、九、一六	第一八二号	
北海道畜犬取締及び野犬掃とう統制条例	昭二六、一〇、三	第一三二号	公布の日	昭二六、一、一〇	第六号	
北海道胞衣及び産わい物処理条例	昭二六、九、四	第六〇号	公布の日	昭二六、三、一六	第一〇七号	
食品の製造販売行商等衛生条例	昭二六、八、三	第四六号	公布の日	昭二六、三、一六	第一〇七号	
北海道急性中毒患者届出条例	昭二五、四、三	第二五号	昭二五、五、一	昭二五、八、三〇	第九二号	
北海道立精神病院条例	昭二五、七、三	第六四号	昭二五、九、一	昭二五、九、一	第八二七号	
精神衛生鑑定医の報酬及び費用弁償条例	昭二五、二、三	第七九号	公布の日 昭二五、七、一 から適用	昭二五、二、一	第七八号	
北海道精神衛生相談所条例	昭二五、四、三	第二三三号	公布の日	昭二五、九、一	第六二二号	
北海道診療所使用料条例	昭二五、五、二	第三〇号	公布の日			
北海道診療所使用料条例を廃止する条例	昭二五、八、五	第二七号	公布の日			
北海道中小企業設備合理化促進条例	昭二五、四、三	第三六号	公布の日			
北海道商品表示所設置条例	昭二五、七、三	第七一号	公布の日			

商 工

北海道魚菜卸売市場条例	昭 三、八、一	第五八号	公布の日		
北海道貿易館条例	昭 三、三、一七	第一四号	公布の日		
北海道工業誘致条例	昭 三、一、一	第一号	公布の日		
北海道立地下資源調査所条例	昭 三、九、一	第六九号	公布の日		
北海道立地下資源調査所手数料条例	昭 三、四、一	第二九号	昭 三、四、一		
北海道立工業試験場条例	昭 三、四、一	第八四号	公布の日	昭 三、三、一六	第三六六号
北海道立工業試験場使用料及び手数料条例	昭 三、四、一	第二八号	昭 三、四、一	昭 三、三、一六	第一〇七号
北海道管自転車競技条例	昭 三、九、五	第七八号	公布の日	昭 三、三、一六 昭 三、三、一六 昭 三、三、一六 昭 三、三、一六 昭 三、三、一六	第九二五号 第九二四号 第九二三号 第九二二号 第九二一号
北海道管札幌競輪場設置及び管理条例	昭 三、四、一六	第二七号	公布の日	昭 三、三、一六 昭 三、三、一六	第一〇七号 第一〇八号
北海道観光森林施設条例	昭 三、八、八	第四七号	公布の日	昭 三、三、一六 昭 三、三、一六	第六二三号 第六二二号
北海道立真駒内ゴルフ場条例	昭 三、四、一	第二〇号	昭 三、四、一		
北海道がん具用煙火及び始発筒取締条例	昭 三、四、一	第二五号	昭 三、五、一		
北海道射撃場取締条例	昭 三、一、一	第一号	昭 三、一、一	昭 三、七、七	第七〇号
北海道危険物取扱主任者等試験委員条例	昭 三、一〇、三	第五五号	公布の日		



北海道立種畜場使用料及び手数料条例	北海道立種畜場条例	北海道家畜保健衛生所条例	北海道原料乳検査条例	北海道立家畜人工授精所条例	北海道みつばち転飼条例	北海道低位経済農漁家畜産振興条例	北海道牛馬籍条例	北海道立農業協同組合講習所条例	北海道立農業技術講習所条例	北海道立農業講習所種畜使用料条例
昭三、四、一	昭三、二、九	昭三、二、六	昭三、七、七	昭三、九、一	昭三、四、八	昭三、四、一	昭三、八、五	昭三、九、六	昭三、九、七	昭三、二、五
第三四号	第五九号	第九二号	第七二号	第六八号	第一五号	第三五号	第六九号	第八八号	第六八号	第九〇号
公布の日	公布の日	公布の日	昭三、四、一 から適用	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日
	昭三、四、三	昭三、二、九	昭三、七、七	昭三、九、一		昭三、四、一		昭三、九、六	昭三、九、七	
	第三一	第三二	第三三	第三四		第一		第九四	第二一	
	号	号	号	号	第五五号	号	号	号	号	号

労働

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番号		年月日	番号	
北海道地方競馬実施条例	昭三、九三	第四一号	昭三、九二 から適用	昭三、九二 昭三、九三 昭三、九四 昭三、九五 昭三、九六 昭三、九七 昭三、九八 昭三、九九 昭三、一〇〇	第一七三 第一七四 第一七五 第一七六 第一七七 第一七八 第一七九 第一八〇 第一八一 第一八二	全部改正 昭三、八三 から適用
北海道地方競馬登録条例	昭三、九三	第四七号	昭三、九二 から適用	昭三、九二 昭三、九三 昭三、九四 昭三、九五 昭三、九六 昭三、九七 昭三、九八 昭三、九九 昭三、一〇〇	第一七三 第一七四 第一七五 第一七六 第一七七 第一七八 第一七九 第一八〇 第一八一 第一八二	全部改正 昭三、八三 から適用
北海道青果物格付条例	昭三、二、六	第六〇号	公布の日			昭三、八、三 から施行
北海道地方労働委員会から出頭を求められた者の費用弁償の額及び支給に関する条例	昭三、二、三〇	第一〇五号	公布の日	昭三、二、一	第七八号	
北海道労政事務所設置条例	昭三、八、三	第四六号	昭三、九、一			
北海道立労働科学研究所条例	昭三、八、三〇	第五三号	公布の日			
北海道立労働会館条例	昭三、三、三〇	第九一号	公布の日			
北海道立労働会館使用条例	昭三、三、三〇	第九二号	公布の日			
北海道立登別労働者保養所条例	昭三、一〇、一	第九八号	公布の日	昭三、一〇、一 昭三、一〇、二 昭三、一〇、三 昭三、一〇、四 昭三、一〇、五 昭三、一〇、六 昭三、一〇、七 昭三、一〇、八 昭三、一〇、九 昭三、一〇、一〇	第一七三 第一七四 第一七五 第一七六 第一七七 第一七八 第一七九 第一八〇 第一八一 第一八二	
北海道立職業訓練所条例	昭三、六、六	第五四号	昭三、五、二	昭三、八、三〇	第二九号	
北海道立内職公共職業補導所条例	昭三、六、六	第五三号	公布の日			

建設

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番号		年月日	番号	
北海道道路占用料徴収条例	昭 三、 四、 二	第 八 二 号	公布の 日 <small>昭 三、 三、 五 から 適用</small>			
北海道渡船場取締条例	昭 二、 一〇、 二	第 九 〇 号	公布の 日			
北海道普通河川及び堤防敷地条例	昭 二、 九、 一	第 五 一 号	公布の 日	昭 三、 三、 六	第 一 〇 三 号	
北海道沿岸水域の工事取締条例	昭 二、 九、 二	第 七 四 号	公布の 日	昭 三、 三、 七	第 七 三 五 号	
道が施行する港湾工事により生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付条例	昭 三、 九、 一	第 七 〇 号	公布の 日			
札幌都市計画豊平地区美園土地区画整理事業施行規程	昭 三、 四、 八	第 一 六 号	公布の 日	昭 三、 八、 五	第 三 〇 号	
札幌都市計画豊平地区中の島土地区画整理事業施行規程	昭 三、 六、 三	第 六 九 号	公布の 日	昭 三、 八、 五	第 三 〇 号	
札幌都市計画西郊地区西八軒土地区画整理事業施行規程	昭 三、 四、 八	第 一 七 号	公布の 日	昭 三、 八、 五	第 三 〇 号	
札幌都市計画西郊地区東八軒土地区画整理事業施行規程	昭 三、 六、 三	第 七 〇 号	公布の 日	昭 三、 八、 五	第 三 〇 号	
札幌都市計画西郊地区中央通土地区画整理事業施行規程	昭 三、 八、 二、 五	第 三 一 号	昭 三、 二、 一			
苫小牧都市計画第一土地区画整理施行規程	昭 三、 一、 三	第 五 号	昭 三、 四、 一	昭 三、 八、 五	第 三 〇 号	
北海道屋外広告物条例	昭 三、 二、 五	第 七 〇 号	公布の 日	昭 三、 一、 七	第 三 一 号	
土地収用法に基く鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例	昭 三、 一、 五	第 七 号	公布の 日	昭 三、 二、 一	第 七 八 号	

昭昭  
三、  
七、  
三  
第六  
八三  
号号

農地・開拓

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番号		年月日	番号	
北海道建築基準法施行条例	昭三、四、一	第三四号	昭三、五、一	昭三、六、三	第一二八号	
建築士法による参考人の費用支給条例	昭三、七、三	第六二号	公布の日			
北海道建築士法施行条例	昭三、四、三	第二一号	昭三、四、一 公布の日 から適用			
北海道建築用ブロック品質保全条例	昭三、七、六	第九二号	昭三、八、三	昭三、四、一	第二八号	
北海道立寒地建築研究所条例	昭三、九、一	第五八号	公布の日			
北海道立ブロック建築指導所条例	昭三、四、三	第一九号	公布の日			右条例附則2項により廃止
北海道立寒地建築研究所使用料及び手数料条例	昭三、九、一	第五九号	公布の日			
北海道立ブロック建築指導所使用料及び手数料条例	昭三、四、三	第二〇号	公布の日	昭三、八、一	第七三号	
北海道営住宅管理条例	昭三、〇、三	第一三〇号	公布の日	昭三、八、三	第五五号	
北海道厚生年金住宅貸与条例	昭三、八、一	第五〇号	公布の日			
北海道開拓会館条例	昭三、三、三	第三号	公布の日	昭三、七、六	第一〇九号	
北海道立拓殖実習場条例	昭三、六、四	第三八号	公布の日	昭三、四、三	第二一号	
北海道立拓殖実習場種畜使用料条例	昭三、二、一	第九一号	公布の日			

水 産

題 名	公 布		施 行 日	改 正		備 考
	年 月 日	番 号		年 月 日	番 号	
北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例	昭 三、四、五	第四八号	公布の日	昭 三、二、六	第六三号	
北海道漁家負債整理促進条例	昭 三、四、一	第五号	公布の日	昭 三、三、六	第六二号	
北海道漁業権証券資金化に関する調査条例	昭 三、八、三	第四一号	公布の日	昭 三、一、七	第三三号	
北海道漁業協同組合整備促進条例	昭 三、四、一	第六号	公布の日	昭 三、二、一五	第九六号	
北海道立水産業協同組合講習所条例	昭 三、一、二五	第八号	公布の日			
北海道水産物検査条例	昭 三、六、四	第三九号	昭 三、六、二〇	昭 三、六、一七	第三四号	
北海道小型漁船機関貸付条例	昭 三、二、三三	第六七号	公布の日			
北海道漁船機関製作設備機械類貸付条例	昭 三、三、四	第二号	公布の日			
北海道漁港管理条例	昭 三、四、九	第三一号	昭 三、五、二〇	昭 三、三、六	第一〇七号	
北海道立水産試験場条例	昭 三、二、三三	第六八号	公布の日			
北海道立水産試験場手数料及び使用料条例	昭 三、一、三	第八号	昭 三、四、一 から適用	昭 三、二、三	第六八号	
北海道立水産孵化場条例	昭 三、五、二	第三三三号	公布の日	昭 三、一、一〇	第一九号	
北海道立水産孵化場手数料及び使用料条例	昭 三、四、一	第一〇号	昭 三、四、一 から適用	昭 三、一、一〇	第一九号	
北海道立水族館条例	昭 三、四、一	第五七号	公布の日	昭 三、四、一	第一八号	

林 務

題 名	公 布	施 行 日	改 正	備 考
北海道立水産練習所条例	昭二五、一〇、七	第九一号	公布の日	
北海道立水産練習所条例を廃止する条例	昭二五、三、三〇	第九号	公布の日	
北海道木材業者及び製材業者登録条例	昭三〇、九、一	第六〇号	昭三〇、一〇、一	
北海道有林野条例	昭二六、九、一	第六四号	昭二六、九、一	
北海道有林野部分林設定条例	昭二四、九、二	第七三号	昭二四、九、二 公布の日 から適用	
北海道有林野産物処分特例に関する条例	昭二五、四、二	第三二号	公布の日	
北海道からまつ球果集荷等取締条例	昭三〇、九、一	第四九号	昭三〇、九、一	
北海道緊急造林奨励条例	昭二五、六、一〇	第四〇号	昭二五、六、一〇 公布の日	
北海道水源林野道行造林条例	昭二六、四、二六	第三八号	昭二六、四、二六 公布の日 から適用	
北海道林業改良指導員資格試験条例	昭三〇、一、八	第五号	公布の日	
北海道林産物検査条例	昭二五、六、四	第三七号	昭二五、六、一〇	
	昭二五、二、二五	第七号	昭二五、二、二五	
	昭二六、二、二〇	第八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第二十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第三十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第四十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第五十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第六十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第七十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第八十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十一号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十二号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十三号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十四号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十五号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十六号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十七号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十八号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第九十九号	昭二六、二、二〇	
	昭二六、二、二〇	第一百号	昭二六、二、二〇	

教 育 ・ 文 化

題 名	年 月 日	番 号	施 行 日	改 正		備 考
				年 月 日	番 号	
北海道教育委員会教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例	昭 三、二、三〇	第 六 九 号	昭 三、二、一 から適用	昭 三、二、一 昭 三、二、二 昭 三、二、三 昭 三、二、四 昭 三、二、五 昭 三、二、六 昭 三、二、七	第 一 九 六 号 第 一 九 三 号 第 一 八 四 号 第 一 九 八 号 第 一 九 九 号 第 一 〇 七 号	
北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例	昭 三、三、二四	第 八 九 号	昭 三、三、一 から適用			右条例を全部改正
北海道教育研究所条例	昭 三、四、一	第 二 六 号	公布の日			
北海道学校施設基準策定審議会条例	昭 三、一、二四	第 四 四 号	昭 三、一、一 から適用			
北海道産業教育審議会委員定数条例	昭 三、二、二〇	第 八 〇 号	公布の日			
北海道立林業指導所条例	昭 三、九、二	第 七 一 号	公布の日	昭 三、九、二	第 四 九 号	
北海道立林業指導所木材加工手数料条例	昭 三、二、三三	第 七 二 号	昭 三、二、一 から適用	昭 三、二、一 昭 三、二、二 昭 三、二、三	第 二 八 号	
北海道立林業講習所条例	昭 三、九、二	第 七 〇 号	公布の日			
北海道猟区条例	昭 三、三、三三	第 九 一 号	昭 三、三、三			
北海道立自然公園条例	昭 三、四、一	第 三 六 号	公布の日			
北海道立公園条例	昭 三、八、五	第 四 四 号	公布の日	昭 三、八、一	第 二 五 号	右条例附則の項により廃止





公 安

題 名	公 布		施行日	改 正		備 考
	年 月 日	番 号		年 月 日	番 号	
北海道学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	昭 三、六、一〇	第八〇号	公布の日			
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	昭 三、七、二〇	第八一号	公布の日			
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校、職員の分限についての手続及び効力に関する条例	昭 三、一〇、二六	第七〇号	公布の日			
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の徴成の手続及び効力に関する条例	昭 三、一〇、二六	第七一号	公布の日			
北海道教員保養所条例	昭 三、四、一	第二七号	公布の日			
北海道立教員保養所使用料及び手数料条例	昭 三、二、二六	第八七号	公布の日 昭 三、四、一 から適用	昭 三、六、九、八 昭 三、七、八、一	第六五号 第六五号	
北海道立札幌中島スポーツセンター条例	昭 元、八、一	第六三号	公布の日			
北海道立中島スポーツセンター使用条例	昭 元、八、一	第六四号	公布の日			
北海道文化財保護条例	昭 元、七、二四	第九九号	公布の日	昭 三、二、三〇	第八三号	全部改正
北海道文化財専門委員条例	昭 元、七、二四	第一〇〇号	公布の日			
北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の職務の宣誓に関する条例	昭 元、七、一	第二七号	昭 元、七、一	昭 三、二、一 昭 三、四、一	第七八号 第七九号	
北海道公安委員会の聴聞に出頭する者の費用弁償条例	昭 三、一〇、一	第七四号	公布の日	昭 三、三、一 昭 三、四、一	第二九〇号 第二九〇号	



公 營 企 業

題 名	公 布		施行日	改 正		備 考
	年 月 日	番 号		年 月 日	番 号	
北海道地方警察職員の公務災害補償に関する条例	昭 三、七、七	第三七号	公布の日			
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例	昭 三、七、七	第四一号	公布の日 昭三、七、一 から適用	昭 三、八、三	第三二六号	
北海道公安委員会方面公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例	昭 三、七、一	第三二二号	公布の日	昭 三、八、三 昭 三、八、一 昭 三、八、二 昭 三、八、三	第一二四七二八 〇二五七三七九 号号号号号号	
金属くず回収業に関する条例	昭 三、二、二	第四号	昭 三、二、一			
風俗営業等取締法施行条例	昭 三、二、三	第七七号	公布の日	昭 三、四、一	第一三〇九号	
北海道押売等防止条例	昭 三、四、六	第三三三号	公布の日			
闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例	昭 三、六、五	第三五五号	公布の日	昭 三、二、三 昭 三、四、一	第三八九二号	
北海道自転車登録条例	昭 三、八、四	第四三三号	知事の定める日			
北海道火気取締条例	昭 三、二、一〇	第八七号	公布の日			
北海道夕張川二股発電所建設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例	昭 三、三、一	第七四号	昭 三、三、一			
北海道夕張川二股発電所建設事業組織条例	昭 三、三、一	第七五号	昭 三、三、一			

北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例	昭 元、三、一	第 八 二 号	公 布 の 日			
知事の承認を受けて取得及び処分をなすべき北海道夕張川二股発電所建設事業の資産に関する条例	昭 元、三、一	第 七 七 号	昭 元、三、一			
北海道夕張川二股発電所建設事業の業務に関する契約の法律の特例条例	昭 元、三、一	第 七 八 号	昭 元、三、一			
地方公営企業労働関係法第五条第一項但書に規定する者の範囲を定める条例	昭 元、三、一	第 八 一 号	昭 元、三、一			
北海道公営企業の企業職員の給与に関する条例	昭 元、三、一	第 七 九 号	昭 元、三、一			
北海道夕張川二股発電所建設事業の業務状況の報告に関する条例	昭 元、三、一	第 八 〇 号	昭 元、三、一			

- 1 ○衆議院議長に清瀬一郎氏を選任。  
○首相、施政方針演説行なう。
- 2 ○北炭夕張でガス爆発六十二人生き埋め、二十六人死亡、十六人行方不明。  
○第四回日ソ漁業交渉始まる。(モスクワ)  
○大蔵省、アラビア石油に輸銀融資を認可。  
○運輸相、通運料金値上げを認可。  
○知事定例記者会見で、競輪廃止三十五年度は無理、道議会二十五日までには招集する旨語る。
- 3 ○国税庁、三十五年分宅地評価を発表。  
○新年度道予算案財政課長査定まとまる。
- 4 ○ワルシヤワ条約加盟国政治諮問委、共同宣言調印。(モスクワ)  
○三井、三池争議で社党調査団「官憲が不当介入」と声明書発表。  
○日赤、北朝鮮赤十字へ米帰還者の調査を依頼、百四十人の名簿渡す。  
○社道連長沼支部五十一人が説党。  
○自民党道連三十五年度重点政策まとまる。  
○松川事件弁護団、田中最高裁長官のひ免訴追を求む。
- 5 ○日ソ漁業交渉でソ連側、規制違反を非難。  
○政府、対ソ抗議書をフェドレンコソ連大使に手渡す。  
○経企庁で海外経済協力基金法試案を提示。(資本金五十億円)  
○千島歯舞居住者連盟「ソ連の申し入れはまったく国際信義に反するものである」と声明。  
○札幌雪まつり開幕。
- 6 ○北教組中央委、教研協参加を決定。  
○新三菱重工、ロツキードと調印。  
○放射線審議会、放射線許容量新規標準を首相に答申。  
○タス通信、昨年の北洋漁業で日本は取り過ぎたと非難。  
○羽田デモ事件の全学連二十一学生起訴される。  
○自民党道連三十五年度政策要綱決める。
- 7 ○民主社会党道連結成準備会開く、委員長に小平忠氏を選出。(札幌)  
○道民主社会主義連盟発足、委員長に渡辺侃氏。  
○宗谷、全物資の輸送終わる。
- 8 ○ハ米国務長官、ソ連の対日覚え書きは不当な内政干渉であると言明。  
○政府、極東の範囲で統一見解を決定。  
○道商工部、工場適地調査まとまる。  
○新安保条約、行政協定国会に提案される。
- 9 ○文部省、日教組の教科書展示取り締まりを各教委に通達。  
○フソ連首相、東南アジアへ出発。
- 10 ○日ソ漁業交渉でソ連マスの全面禁漁を主張。  
○社会党道連三十五年度の産業経済、厚生労働、文教の政策要綱まとまる。  
○衆院、安保特別委設置を議決。
- 11 ○道昨年末の登録人口、五百七十七万二千八百五十二人と発表。  
○ソ連、インド借款文化交流協定に調印。
- 12 ○閣議でILO条約八十七号批准案の今国会提出を決定。  
○自民党七役会議で選挙法改正見送りを決定。  
○全国知事会で未開発地域建設事業の国庫負担率引上げを決議。  
○恩賜賞、学士院賞受賞者決まる。(恩賜賞、高田修氏外六人、学士院賞、竹内敏雄氏外七人)
- 13 ○仏サハラ砂ばくで原爆実験に成功。  
○衆院安保特別委員長に小沢佐重喜氏選任される。  
○三十五年度地方財政計画まとまる。  
○炭鉱離職者援護会事業計画まとまる。
- 14 ○日教組中央委、新斗争方針決める。  
○社会党零細企業政策を決定。  
○道三十五年度当初予算案総務部長査定終わる。
- 15 ○政府、サハラ核実験で仏に抗議文を手交。  
○政府、第五八幡丸沈没事件で韓国に嚴重抗議。  
○炭労第二十四回臨時大会開く。(福岡)  
○政府、公務員共闘会議に三千円賃上げ拒否を回答。  
○国会請願デモ事件で赤松代議士ら二十五人が書類送検される。

- 16 ○ア米大統領対外援助特別教書を議会に提出。  
○英政府、国防年次白書を発表。  
○三十四年度第三次補正予算案、衆院通過。  
○モスクワ放送、漁業交渉における日本側の資料は非良心的であると非難。  
○池田通産相、鉱山経営者に保安管理について警告。  
○原子力委、第三回原子力年報を発表。  
○芸術院賞の受賞候補決まる。(恩賜賞、田中親美氏、東郷豊治氏、松永和風氏、芸術院賞、火野葦平氏、鈴木信太郎氏ら二十氏)  
○第八回冬季オリンピック大会開幕。(スコット・バレー)  
○競輪審議会、競輪を根本的改革で存続に決める。  
○石炭協会、三十五年度の出炭計画の方針を決定。  
○三十五年度予算案決まる。総額六百九十六億百七十二万二千円。  
○第一回定例道議会二月二十五日招集と告示される。  
○三十四年度第三次補正予算成立。  
○安保特別委、条約の国会修正権めぐり紛糾。  
○第十五回国体スキー大会開幕。(長野)  
○東京株式市場千円の大台に乗せる。  
○大野自民党副総裁来道。  
○文部省、三十三年度教育費の父兄負担調査を発表。  
○石狩管内教育課程研究協議会開く。  
○札幌北辰中学校焼く。  
○ア米大統領、南米諸国歴訪の旅につく。  
○自民党七役会議で条約の修正権はないとの態度固まる。  
○社会党道連、道議会対策決める。  
○北洋漁協組、北洋再編成問題で水産庁案をのむことを決定。  
○皇太子妃、男子をご出産。  
○ソ連、日米新安保条約を非難する覚え書を門脇大使に手交。  
○石原自治庁長官、地方議員の歳費引き上げ白書を要望。  
○銭亀沢でヘリコプター墜落し乗員四人が即死。  
○外務省情文局長、ソ連覚え書に反論の談語を発表。  
○新安保批准阻止第十二次統一行動行わる。

- 26 ○第一回定例道議会開会。  
○知事、道政執行方針について演説。  
○フソ連首相、インドネシア国会で演説、岸政府を非難。  
○札幌管区気象台、今年の農業気象予報を発表。  
○道、新年度農業振興方針を発表。  
○岸首相、ソ連の対日覚書について全くの脅迫外交であると談話。  
○日駐連総会、北洋再編成問題で独航船削減案を承認。  
○ソ連、インドネシア共同声明調印される。  
○周中国首相、ネール首相に四月訪印受諾の返書送る。  
○第八回冬季オリンピック閉幕。  
○日ソ貿易交渉妥結。  
○新宮さまの称号名前は浩宮徳仁親王に決まる。  
○三十四年度特別交付税配分決まる。

昭和三十五年三月二十日発行

**北海道議会時報** (第十二卷) (第三号)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局